

## 部会の設置について（案）

平成 19 年 7 月 9 日

（平成 19 年 7 月 25 日一部改正）

（平成 20 年 2 月 18 日一部改正）

（平成 21 年 7 月 〇日一部改正）

年金記録確認中央第三者委員会決定

年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年政令第 186 号）第 5 条第 1 項及び年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 1 条の規定に基づき、年金記録確認中央第三者委員会に下記の 4 部会を置く

## 記

部会名	所 掌 事 務
基本部会	年金記録に係る苦情のあっせんに当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関する重要事項の調査審議に関すること
国民年金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（国民年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
厚生年金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）
脱退手当金部会	年金記録に係る苦情のあっせんであって他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となると認められるものに関する調査を行い、当該調査の結果及び総務大臣が中央委員会の調査審議結果にしたがって策定した基本方針に基づき、あっせん案を作成すること（厚生年金に関するもののうち脱退手当金に関するもので、年金記録確認中央第三者委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、委員長が付議したものに限る。）

以上